

三重県商店街等活性化支援専門家派遣要領

（目的）

第1条 この要領は、商店街等が実施する課題解決にむけた取組等に対して、専門的知識や経験を有する専門家を派遣し、課題に応じた適切な助言等を行うことにより課題の解決を図り、商店街や地域商業の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 本要領において「商店街等」とは、下記の組織とする。

- （1）商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を持った商店街組織
- （2）法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあるもの
- （3）中小企業者により組織される共同店舗
- （4）商店街組織の連合体

（派遣申請）

第3条 専門家の派遣を受けようとする商店街等は、三重県商店街等活性化支援専門家派遣申請書（様式1）を知事に提出することとする。

（派遣の決定）

第4条 知事は、前条の規定により専門家派遣申請書の提出があった場合は、次の各号に該当するか適否を審査し決定するものとする。

- （1）第1条、第2条の規定に合致していること。
 - （2）専門家の派遣によって、課題を解決する具体的な効果が期待できる状況であること。
- 2 専門家派遣申請の受付は随時行うこととするが、当該年度の予算に達した時点で終了する。

（専門家の派遣）

第5条 知事は、専門家の派遣にあたっては、分野、専門性の程度、期待される効果等を考慮して専門家を決定するものとする。

- 2 知事は、派遣専門家を決定した場合は、当該専門家に対して依頼するとともに、申請者に対して三重県商店街等活性化支援専門家派遣決定通知書（様式3）を交付するものとする。

（守秘義務）

第6条 派遣された専門家は、業務上知りえた事項について、派遣終了後も守秘義務を負うものとする。

（実績報告）

第7条 専門家の派遣を受けた商店街等は、派遣が完了した日から30日以内又は派遣を実施した会計年度末日のいずれか早い日までに、三重県商店街等活

性化支援専門家派遣実績報告書（様式2）を知事へ提出するものとする。

（費用の負担）

第8条 知事は、専門家の派遣にかかる謝金の額について、三重県雇用経済部が行う講演会、研修会、講座等における報償費の額に準じ、その都度定める額を支給する。

2 知事は、専門家の派遣にかかる旅費について、三重県職員の例により算出した額を支給する。

（派遣の変更、中止）

第9条 派遣を申請した商店街等は、専門家の派遣を変更又は中止する場合は、三重県商店街等活性化支援専門家派遣変更（中止）届（様式4）により、知事に提出することとする。

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、専門家の派遣に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。